陸域植物への影響についても、新たに林等を伐採しないこと、事業実施区域沿いは宅地がほとんどであり、林等の植生が存在しないことから、事業実施による陸域植物への影響は極めて小さい。更に、大気環境（大気質・騒音・振動）により間接的に受ける影響については、定期的な路面清掃実施による浮遊粒子状物質の飛散軽減措置等を講じている。

以上のとおり、本件事業の社会的、経済的効果は著しく、公益に資するところ大なるものがある。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、沖縄県那覇市首里崎山町四丁目地内の崎山交差点から同県島尻郡南風原町字兼城西平原地内の町道11号線との接続地点までの区間において、歩道幅員を広げることによる安全で快適な沿道環境の整備及び現道の線形不良や縦断勾配不良を解消し、４車線道路とすることによる車両の安全通行の確保を目的として、道路構造令による第４種第１級の規格に基づく４車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業におけるルートについては、沖縄県那覇市首里崎山町四丁目地内の崎山十字路を起点とし、同県島尻郡南風原町字新川地内にて一般国道329号線南風原バイパスと交差し、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、沖縄県公文書館等の施設を回避しつつ、橋梁設置による線形不良の解消をし、終点となる同県島尻郡南風原町字兼城西平原地内の町道11号線に接続する延長1,780ｍのルートである。なお、本件事業の計画は平成13年１月30日付け沖縄県告示第65号で都市計画決定された那覇広域都市計画道路３．２．13号南風原中央線と、盛土計画を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、南風原町の本件区間内においては、道路構造令を満たさない急曲線形の道路や歩道があるため、歩行者や通行車両の円滑かつ安全な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。また、南風原町より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県島尻郡南風原町役場

官　報

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成29年度の平成30年２月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成30年４月27日　財　務　省

１　一　般　会　計

⑴　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	57,712,000,000	2,648,802,961	27,838,910,428	30,487,713,389	△27,224,286,610	52.8
租税	56,620,000,000	2,554,801,970	27,140,525,178	29,695,327,149	△26,924,672,850	52.4
所得税	17,948,000,000	1,382,440,716	10,183,802,831	11,566,243,547	△6,381,756,452	64.4
法人税	12,391,000,000	150,449,543	4,562,479,789	4,712,929,332	△7,678,070,667	38.0
相続税	2,115,000,000	214,317,645	1,109,459,310	1,323,776,956	△791,223,043	62.5
消費税	17,138,000,000	514,122,597	7,639,096,953	8,153,219,551	△8,984,780,448	47.5
酒税	1,311,000,000	12,103,448	686,416,574	698,520,022	△612,479,977	53.2
たばこ税	929,000,000	10,576,652	516,352,300	526,928,952	△402,071,047	56.7
揮発油税	2,394,000,000	124,944,947	1,118,883,966	1,243,828,914	△1,150,171,085	51.9
石油ガス税	8,000,000	546,616	4,247,868	4,794,485	△3,205,514	59.9
航空機燃料税	52,000,000	1,334,829	31,001,752	32,336,582	△19,663,417	62.1
石油石炭税	688,000,000	43,533,386	321,081,620	364,615,006	△323,384,993	52.9
電源開発促進税	313,000,000	245,357	182,989,588	183,234,945	△129,765,054	58.5
自動車重量税	370,000,000	30,809,791	190,814,395	221,624,186	△148,375,813	59.8
関税	953,000,000	68,507,977	587,319,975	655,827,953	△297,172,046	68.8
とん税	10,000,000	865,331	6,574,406	7,439,737	△2,560,262	74.3
地価税	—	0	1,370	1,370	1,370	—
旧税	—	3,130	2,475	5,605	5,605	—
印紙収入						
印紙収入	1,092,000,000	94,000,990	698,385,249	792,386,240	△299,613,759	72.5
官業益金及官業収入						
官業収入	43,846,167	3,833,874	42,402,383	46,236,258	2,390,091	105.4
政府資産整理収入	254,079,148	12,039,213	120,004,805	132,044,019	△122,035,128	51.9
国有財産処分収入	101,911,288	7,415,023	63,654,843	71,069,866	△30,841,421	69.7
回収金等収入	152,167,860	4,624,190	56,349,962	60,974,152	△91,193,707	40.0
雑収入	5,115,034,874	66,837,007	3,628,071,639	3,694,908,647	△1,420,126,226	72.2
国有財産利用収入	132,476,495	4,258,146	125,297,114	129,555,261	△2,921,233	97.7
納付金	708,440,444	20,169,773	377,459,259	397,629,033	△310,811,410	56.1
諸収入	4,274,117,935	42,409,087	3,125,315,265	3,167,724,353	△1,106,393,581	74.1